

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 3月14日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系コントロール建屋送風機(A)の風量調節用ダンパーにおいて、開固着(閉操作できない)が認められたため、当該風量調節用ダンパーを点検・修理。 なお、コントロール建屋送風機(A)は全停中。	対象外	
2	1号機	換気空調系コントロール建屋送風機(A)の逆流防止ダンパーにおいて、動作不良(中間開のまま動作せず)が認められたため、当該逆流防止ダンパーを点検・修理。 なお、コントロール建屋送風機は全停中。	GⅢ	
3	1号機	換気空調系コントロール建屋給気エアフィルター差圧指示計において、ダウンスケール(指示値の目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理。 なお、コントロール建屋送風機は全停中。	GⅢ	
4	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)中央制御室周波数計において、動作不良(現場側周波数計の指示値は下降するも、中央制御室側の指示値が下降しない)が認められたため、当該周波数計を点検・修理。 なお、現場周波数計にて監視可能であることから当該設備の機能に影響はない。	GⅢ	
5	その他	水処理建屋北西側扉において、子扉(観音開き扉の片側)の固定金具操作用レバーの変形が認められたため、当該扉を点検・修理。 なお、応急処置として当該操作用レバーを修正し通常に開閉操作可能。	対象外	